

# 安全データシート (SDS)

## 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称 : ブチルゴム  
製品名 : リステンプレート  
整理番号 : NRB021  
会社名 : 日本リステン株式会社  
住所 : 〒509-5103 岐阜県土岐市泉東窯町4丁目65番地  
担当部門 : 製造部  
電話 : 0572-53-4123  
ファックス : 0572-53-4125

## 2. 危険有害性の要約

### GHS 分類

物理化学的危険性 : 本製品は成形品につき対象外

健康に対する有害性 : 発がん性 : 区分2  
特定標的臓器 (反復) : 区分1

環境に対する有害性 : 水生環境有害性 (急性) : 区分外  
水生環境有害性 (慢性) : 区分外

### GHS ラベル要素シンボル



注意喚起語 : 危険、警告

### 危険有害性情報

指定可燃物 (消防法)  
発がん性のおそれへの疑い  
長期にわたるまたは反復暴露による臓器の障害 (全身、呼吸器、甲状腺)

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

ブチルゴム

成分名	官報公示整理番号	CAS No.	含有量
ブチルゴム	6-1098 6-764	9010-85-9	22-32%
カーボンブラック	非該当	1333-86-4	1.5-6.5%
石油系炭化水素（鉱油）	メーカー非公開	メーカー非公開	1.5-6.5%
その他	—	—	50-65%

### 4. 応急措置

眼に入った場合 : ①清浄な水で15分以上洗浄し、医師の診断を受けること。  
②洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、隅々まで十分に洗浄する。

皮膚に接触した場合 : 特に害はないものと考えられるが、石鹼と流水でよく洗浄する。

吸入した場合 : 該当しない

飲み込んだ場合 : 該当しない

### 5. 火災時の処置

特定の消化方法 : ①可燃性のものを周囲から取り除く。  
②火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。  
③消火作業は風上から行う。

消化剤 : 粉末消火剤 ハロゲン化物消火剤 泡消火剤 防火砂等

消火を行う者の保護具 : 有毒なガスを吸い込まないように呼吸用保護具及び保護眼鏡を着用する。

### 6. 漏出時の措置

テープ状であり該当しない。

### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : ①火気厳禁。高温物、スパーク、火炎を避ける。  
②湿気、及び水分との接触を避ける。

保管

適切な保管条件 : ①直射日光等の紫外線を避け、30度以下の冷暗所に保管する。  
②水分との接触を避け保管する。

## 8. 暴露防止及び保護措置

設備対策 : 該当しない

許容濃度 : ACGIH〔2005年度版〕  
カーボンブラック 3.5mg/m<sup>3</sup> (TWA)

保護具 : 必要に応じて保護マスク、保護眼鏡、保護手袋を着用する。

---

## 9. 物理的及び化学的性質

### 物理的状態

形状 : テープ状  
色 : 黒色／ブチルゴム  
臭い : なし  
PH : データなし

### 物理的状態が変化する特定の温度／温度範囲

沸点 : データなし  
融点 : データなし  
引火点 : データなし  
発火点 : データなし

### 爆発特性

爆発限界 : データなし

比重 : 1.35～1.55 (25 度)

溶解性 : 水に不溶

---

## 10. 安定性及び反応性

安定性・反応性 : 一般的な貯蔵、取扱いにおいては安定で、反応性はないが、水分との接触によりテープが膨張する。

危険有害な分解生成物 : データなし

---

## 11. 有害性情報

### 物理的、化学的及び毒性学的特性に関係した症状

#### 発がん性

カーボンブラック : IARC グループ 2B (人への発がん性の可能性がある) に分類される。

---

## 1 2. 環境影響情報

生態毒性 : データなし  
残留性と分解性 : データなし  
生態蓄積性 : データなし

---

## 1 3. 廃棄上の注意

都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物業者に依頼する。

---

## 1 4. 輸送上の注意

### 国連規則

国連番号 : 該当しない  
国連品名 : 該当しない  
国連分類 : 該当しない

### 特別の安全対策

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。

ケースの破損のないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

火気厳禁

湿気厳禁

---

## 1 5. 適用法令

消防法 : 指定可燃物

労働安全衛生法 名称を通知すべき有害物（法第 57 条 2、施行令 18 条の 2 別表第 9）  
政令番号 第 130 号 カーボンブラック  
政令番号 第 168 号 鉱油

---

## 1 6. その他の情報

- ①本情報は、作成者の知識の限りにおいては正確ですが、その内容の絶対的な情報の正確性、及び情報収集の網羅性については、完全ではありません。内容は代表的な実験値や調査に基づくもので、いかなる保証をなすものではありません。
- ②また、本情報は材料、製品に関するもので、この材料が他の材料と組み合わせられたり、処理された時は無効です。
- ③全ての材料を適切に使用する最終的決定の責任、及び本情報をユーザー独自の取扱いに適合させ完全に満足できるものとする責任はユーザーにあります。
- ④ご使用に際しては、必ず貴社にて事前テストを行い、使用目的に適合するかどうか及び安全性について、貴社の責任においてご確認ください。
- ⑤全ての材料には未知の危険性があり、取扱いには注意が必要です。この SDS には特定の危険性について記載してありますが、これ以外の危険性が存在しないとは言えません。
- ⑥本書の記載内容は、新しい知見により断りなく変更する場合がありますのでご了承ください。

引用文献

- 1) REGISTRY OF TOXIC EFFECTS OF CHEMICAL SUBSTANCES : NIOSH
- 2) 産業中毒便覧
- 3) 危険物ハンドブック
- 4) 日本化学物質・安全情報センター特別資料 No. 22 (1989)
- 5) 米国国家毒性プログラム 1980
- 6) Hercules Bulletin S-143c
- 7) GHS 分類結果データベース (独立行政法人 製品評価技術基盤機構)
- 8) JIS Z 7253 : 2012  
「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)」